

南信州ナンバー寄付金活用検討協議会規約

(名称)

第1条 本会は、南信州ナンバー寄付金活用検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、南信州ナンバーのフルカラー版ナンバープレートに係る寄付金について、活用事業の選定を行うとともに、南信州圏域における地域振興、観光振興、地域の一体感の醸成及び交通安全意識の向上を図る観点から、地方版図柄入りナンバープレートの普及促進に努めることを目的とする。

(取組事項)

第3条 協議会の取組事項は、次のとおりとする。

- (1) 寄付金の活用事業の選定に関する協議
- (2) 地方版図柄入りナンバープレートの普及促進に関する協議
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関する事

(構成)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的に賛同し、その達成のため、前条に掲げる取組事項を共に実施しようとする団体等をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
- 2 会長及び副会長は、総会において会員のうちから選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 本会の取組を推進するため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が委嘱する。

(事務局)

第8条 協議会の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、南信州広域連合事務局総務課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、令和7年4月30日から施行する